

厚木市民生委員推薦会規則

昭和59年3月30日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、厚木市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数その他推薦会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の除斥)

第3条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事及び書記)

第5条 政令第6条第1項に規定する幹事及び書記は、市長が職員のうちから任命する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 民生委員推せん会規則（昭和34年厚木市規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。